

社会福祉法人クローバー処遇改善加算について

【算定】

- ・福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ ・福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ
- ・介護職員等処遇改善加算Ⅰ ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

職場環境要件の提示について

見える化要件に基づき、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に提示致します。

	職場環境要件項目	当法人としての取組み
資 質 の 向 上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)	法人が必要と認めた資格取得に関して、研修費等の補助を行い受講に関して奨励している。 また、自己啓発支援として業務上関連がある講習会等に関しては受講費用などの補助を行っている
労 働 環 境 ・ 処 遇 の 改 善	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善	月に1回作業部ごとにミーティングの場をもうけて個々の気づきや支援内容の共通理解を深める場を提供している。 月に1回職員全体のミーティングにて事業所全体の共通理解の場を提供している
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	起こりうる事故・トラブルに関してはマニュアルを整備している、職員の対応手順や責任の所在は明確化出来ている。
そ の 他	非正規職員から正規職員への転換	契約職員から正規職員への転換を奨励している。